

## ご 案 内

### フロン回収の 専門資格

# 冷媒回収推進・技術センター(RRC)認定 冷媒回収技術者登録講習会

冷凍空調業界団体で設立した一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)の冷媒回収推進・技術センター(RRC)は、冷媒フロン大気放出防止のための冷媒回収処理技術の推進を図っています。

ご高承の通り、法律により業務用冷凍空調機器から冷媒フロンの回収を行う場合、都道府県に事業者登録し、また、その回収現場では「**十分な知見を有する者**」が、自ら行い又は立ち会うことと省令で定められています。

このRRC認定冷媒回収技術者登録講習会では、オゾン層保護と地球温暖化防止のため大気放出防止の重要性を確認して、高圧ガスである冷媒回収に当たっての安全・的確な回収処理技術を修得し、前述の回収に関して「**十分な知見を有する者**」の資格のひとつとして認められる「**RRC冷媒回収技術者**」を養成することを目的としています。このたび、当講習会を福岡県において実施することになりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、冷媒回収に携わる多くの方々には、この機会に冷媒回収の技術を修得し「**RRC冷媒回収技術者**」として資格登録されるようお願い申し上げます。  
〔資格登録試験に合格されてRRC冷媒回収技術者の資格を取得された場合、3年ごとに更新することが必要となります(更新料5,540円)。〕

なお、講習会のみ受講(資格登録試験を受験しない:受講のみ8,370円)も可能ですが、後日に資格登録試験のみを受験することはできません。その場合、改めて受講受験料16,770円が必要となります。

#### <重要なお知らせ：フロン回収だけでなくフロンの充填・機器の点検もする技術者の方へ>

当冷凍空調業界団体では、フロンの充填・回収・点検の資格となる『冷媒フロン類取扱技術者(第一種・第二種)』資格を新たに創設しました。そちらの資格と比較・検討の上、受講のお申し込みをさせていただきますよう、よろしくお願いたします。

(『冷媒フロン類取扱技術者(第一種・第二種)』資格は、「RRC冷媒回収技術者」資格とは別の資格となります。受講申込に際しては、保有資格の有無、実務経験年数など一定の受講条件があります。「RRC冷媒回収技術者」が資格(第二種)を取得する場合でも、冷媒フロン類取扱技術者(第二種)の講習会を受講し修了試験(テキスト等参照不可)に合格する必要があります。(1日間) ※. 詳細はJRECOホームページ (<http://www.jreco.or.jp/>) をご覧ください。

### 記

- 1) 主 催 愛媛県冷凍空調設備工業会
- 2) 日 時 令和3年10月19日(火) 9:00~17:00
- 3) 場 所 テクノプラザ愛媛 本館 研修室  
愛媛県松山市久米窪田町337-1
- 4) 受講受験料 16,770円/名 (テキスト代含む)  
但し、講習会より事前にテキストを勉強したい方には、テキストを送付します。  
この場合、送料等520円/冊です。受講受験料と一緒に17,290円を指定銀行に振り込んで下さい。送料を振り込まない方は講習会当日受付で配布します。
- 5) 募集人員 30名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 6) 内 容 ①フルオロカーボンと地球環境 ⑥回収冷媒の処理…再利用・破壊  
②冷凍空調機器と冷媒 ⑦フルオロカーボン回収再生と高圧ガス保安法  
③冷媒回収装置と附属機器 ⑧フロン回収・破壊法  
④冷媒回収作業 ⑨資格登録試験(資格登録希望の方)  
⑤冷媒回収の具体例
- 7) 申込方法 別紙申込書をご記入の上、必ず受講受験料の銀行振込明細書のコピーと一緒に郵送にてお申し込み下さい。受付でき次第、受講票に受講番号を記入して郵送にて返信いたします。当日その受講票をご持参下さい。また、テキストの事前配布を希望された方には、申込書に記載の住所あてにお送りいたします。なお、テキストの事前配布を希望されなかった方には当日受付にて配布いたします。  
\* 受講区分のいずれかひとつに必ず○をして下さい。  
\* 氏名は必ず自署して下さい。  
\* 複数人数で申込みの場合は、申込書をコピーして作成して下さい。  
また、その場合、受講受験料の送金は一括でお受けいたします。
- 8) 申 込 先 受講申込書のFAX送信先 : FAX. 089-947-2623  
〒790-0951 愛媛県松山市天山三丁目13-1 ロータリー天山102号  
(一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会 電話. 089-947-2624
- 9) そ の 他 講習会当日は、必ず①受講票、②テキスト(事前に送付を依頼した方)、③HBまたはBの鉛筆(シャープペンシル)、④消しゴム をご持参下さい。  
※ 講習会当日、テキストを事前に送付依頼をした方は、テキストを持参することを忘れずと、新たにテキストをご購入いただくこととなりますので、忘れずにご持参下さい。

※ 一旦申し込まれますと、未受講及び資格登録試験不合格の場合でも受講受験料は返金できませんので、あらかじめご了承下さい(但し、主催者側の都合で日程変更または中止となった場合を除く)。なお、未受講及び不合格となった場合、センターの発行する「再受講受験申込書」により、次回8,370円にて講習会を再受講 受験することができます(但し、1年以内に1回のみ)。

1. 冷媒回収推進・技術センター（RRC）認定冷媒回収技術者登録講習会受講申込書（様式－1）

受講申込日： 年 月 日		受講番号 (主催者記入欄)	
冷媒回収推進・技術センター（RRC）認定 <b>冷媒回収技術者登録講習会受講申込書</b>			
申込区分 (いずれかに○)		1. RRC冷媒回収技術者登録希望 (講習会受講および資格登録試験受験)	
フリガナ		2. 講習会受講のみ(通常)	
氏名 (本人が自署すること)		(姓) (名)	
生年月日 (西 暦)		年 月 日	
フケタ 郵便番号		自宅住所の 都道府県名 都 道 県	
自宅住所	フリガナ		
	市区郡町村名、 丁目・番地・号		
フリガナ			
	アパート・マンション・団 地名、部屋番号等		
※. 上記にご記入いただいた「自宅住所」あてに、試験の結果通知、更新のご案内など、重要な郵便物をお送りいたしますので正確にご記入下さい。			
自宅電話番号	電話 ( )	自宅FAX番号	FAX ( )
勤務先名		勤務先電話番号	電話 ( )
住所	T	勤務先FAX番号	FAX ( )
資格内容 (十分な知見を有する者の資格)	01. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械) 02. 冷凍空気調和機器施工技能士 03. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者 04. フロン回収協議会等が実施する技術講習会合格者 05. 冷凍空調技士 06. 技術士(機械部門(冷暖房・冷凍機械)) 07. 自動車電気装置整備士 08. 該当なし	職 種	01. 冷凍空調設備・管工事・メンテナンス 02. 機器メーカー・系列会社 03. 電気工事・電気店 04. 建設・建築・設計・工務店 05. 解体工事 06. 廃棄物処理・リサイクル 07. 機器・資材商社 08. 自動車整備 09. ビル・機器所有者 10. 官公庁・団体 11. 学生 12. その他 ( )
受 講 会 場	3505松山市	受 講 日	令和3年10月19日(火)
注：①お申込みに際しては、必ず各講習会場ごとの講習会開催案内等でご確認の上、お申込下さい。 ②一旦申し込まれますと、未受講及び資格登録試験不合格の場合でも受講受験料は返金できませんので、あらかじめご了承下さい (但し、主催者側の都合で日程変更または中止となった場合を除く)。 なお、未受講及び不合格となった場合、センターの発行する「再受講受験申込書」により、講習会を再受講受験することができます (但し、1年以内に1回のみ)。 ③「氏名」は、必ず受講する本人が自署して下さい。「フリガナ」もご記入下さい。 ④「生年月日」は、必ず西暦でご記入下さい。 ⑤「郵便番号」は、必ずフケタでご記入下さい。 ⑥「自宅住所」は、丁目・番地・号及びアパート・マンション・団地名、階層、部屋番号等できるだけ詳細にご記入下さい。 合否に関わらず、この住所に資格登録試験の結果が通知されます。(資格登録後の重要な郵便物もこちらに郵送されます。) ⑦講習会当日は、受講票、HBまたはBの鉛筆(シャープペンシル)、消しゴムを必ずご持参下さい。			
<p>&lt;個人情報のお取り扱いについて&gt;</p> <p>RRCでは、「冷媒回収技術者登録講習会」の参加申込書に記載いただき、「冷媒回収登録技術者」として登録された個人情報のデータについては、コンピュータにて管理しています。管理しておりますデータは、①「冷媒回収登録技術者」の登録・管理に必要であり、②登録証の発行及び発送 ③「RRCニュース」等の送付、情報の提供 ④更新等の管理・連絡</p> <p>⑤「冷媒回収」に関する事業展開するにあたり、各種の連絡・情報提供・アンケート調査等 目的の範囲内で利用いたします。</p> <p>RRCが管理する冷媒回収登録技術者の個人情報は、配送及び講習会の採点及び更新手続き等を委託した会社等、業務上必要な場合、第三者に冷媒回収登録技術者の個人情報を通知する場合があります。ただし、第三者とRRCの間において、冷媒回収登録技術者の個人情報を上記の目的以外に利用することがないように契約を取り交わし、情報の管理、廃棄を含めた取り扱い方についてチェックを行うなど、管理については厳重に行います。ただし、正規の法的手続きにより開示の要求があった場合、上記の限りではありません。</p>			